飲酒に関する注意喚起について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2017年5月2日)

2017年5月1日に掲載された、『「飲酒」に関する注意喚起』について意見です。

その注意喚起中に記載されている、「また、未成年者が飲酒している場合に同席し、黙認する行為は違法とは言えないまでも、道徳的に問題があると考えられます。」という文は誤りであると考えます。

入学前の e-learning では、罰せられる可能性があるとされていたはずです。

誤りであると考える理由は、下記に示すように、

- 1. 過去の判例から確かに無罪判決は出ているものの、場合によっては有罪判決になっていた可能性があること
- 2. 判例は無罪・敗訴であっても社会を変える力があることです。

未成年者飲酒禁止法第1条第2項では、「未成年者二対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者二代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ」と書いてあり、第3条第2項では「第一条第二項ノ規定二違反シタル者ハ科料ニ処ス」と書いてあります。

確かに、判例を見ると、現状では、飲酒の場に同席している先輩が「親権ヲ行フ者若ハ 親権者二代リテ之ヲ監督スル者」には当たらないと判断されるようです。

例えば、事件番号「平成 15(少イ)1」未成年者飲酒禁止法違反被告事件(宇都宮家庭裁判所 栃木支部)では、未成年者を飲酒させた上司が無罪の判決になっています。これは確かに「違法とは言えない」といえるかもしれません。

- 1. しかし、この判例の全文を読むと、「親権ヲ行フ者若ハ親権者二代リテ之ヲ監督スル者」は、広く解釈されるべきであることが示されており、上司と未成年者の親密さによっては有罪となった可能性があることが分かります。
- 2. また、例えば、鉄道会社に対して喫煙を制限させる訴えは、敗訴になりましたが、 結果的に鉄道会社は喫煙を制限するようになりました。

よって、「また、未成年者が飲酒している場合に同席し、黙認する行為は、違法となる可能性があります」といった表現が、ありきたりな表現になってしまいますが、正しいと考えます。

【回答】(回答日:2017年5月15日)

(教育推進・学生支援部厚生課)

ご意見ありがとうございます。未成年者の飲酒に関して高い意識を持っておられることありがたく思います。

学生のみなさんには、投稿者様と同様に、未成年者の飲酒は法律により禁止されていること、未成年者へ飲酒を勧めないこと、未成年者の飲酒を黙認しないこと、これらのことを常に意識して、節度ある行動を切に希望します。